漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則 (令和 2 年神奈川県規則第 91 号) 第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種	許可又	推進機関	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可を	(規則第 14 条	許可又は	許可の有
類	は起業	の馬力数			すべき漁業者の資格	第1項により	起業の認	効期間
	の認可					許可又は起業	可を申請	
	をすべ					の認可時に付	すべき期	
	き漁業					加する条件)	間	
	者の数							
	(人)							
かれい、	4	定めなし	三浦市南下浦町上宮	1月1日	三浦市南下浦町に漁業	1 網の目合は	令和5年	令和5年
すずき、			田、横須賀市津久井境	から 12 月	根拠地*を有している者	次のとおりと	2月10日	3月31日
めばる			界線と最大高潮時海	31 日まで		する。	から同年	から令和
一枚網			岸線との交点より正			(1)すずきを目	3月9日	8 年 7 月
漁業			東の線から、下記点A			的とするもの 9	まで	31 日まで
			から点Bを結んだ線			cm以上		
			の延長線に至る神奈			(2)めばるを目		
			川県海面。ただし、共			的とするもの 6		
			第1号、共第2号及び			cm以上		
			共第 3 号共同漁業権					
			の漁場の区域を除く。			2 網の張立時		
			点 A 三浦市南下浦			間は 15 時から		
			町松輪地先にある黒			翌日 10 時まで		
			島頂上			とする。		
			点 B 共第3号と共					
			第4号の境界の最東					
			端					

※ 漁業根拠地:許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

くるま	同上	同上	共第 2 号共同漁業権	4月1日	三浦市南下浦町に漁業	なし	同上	令和5年
えび三			の漁場の区域。ただ	から 12 月	根拠地を有している者			4月25日
枚 網 漁			し、共第1号共同漁業	31 日まで	かつ共第2号共同漁業			から令和
業			権の漁場の区域及び		権の漁場の区域におい			9年3月
			共第 3 号共同漁業権		てくるまえび三枚網漁			2日まで
			の漁場の区域を除く。		業を営むことについて			
					当該漁業権の漁業権者			
					の受忍を受けている者			